

## 歳末たすけあい援護金申請のご案内

明るいお正月を迎えられるように歳末たすけあい運動でお寄せいただいた募金を、歳末たすけあい援護金として、生活に経済的な支援を要する世帯に対し配分を行います。援護金の配分を希望される方は、下記内容をご確認のうえ申請してください。

### ○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって令和4年10月1日現在、次の(1)(2)(3)(4)の条件をいずれも満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯
  - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
  - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
  - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
  - エ. 重度障害者のいる世帯
    - ① 身体障害者手帳1級または2級
    - ② 療育手帳ⒶまたはA
    - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
  - オ. ひとり親世帯(子どもは18歳以下)

(4) 援護金配分の適否判断にあたり、個人情報常陸大宮市に提供することに同意可能な世帯

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯または施設入所や、長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない世帯は対象外となります。

### ○援護金の額と配分の方法

- (1) 援護金の額は、今年の歳末たすけあい募金の実績により決定します。
- (2) 該当世帯には令和4年12月に民生委員が、手渡しでお届けいたします。  
 なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で民生委員がお届け出来ない場合は、対象世帯に対し改めて配分方法を通知いたします。

### ○提出書類

「歳末たすけあい援護金配分申請書兼同意書」

(申請書兼同意書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月26日発行の社協だより「新星」にも掲載されています)

### ○申請受付期間、提出先

- (1) 受付期間 令和4年10月3日(月)～令和4年10月31日(月)
- (2) 提出先 常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。代理人の方が提出することも可能です。

申込みについて、ご不明な点がございましたら、社会福祉協議会(下記)またはお住まいの地区を担当する民生委員へお問い合わせください。

**申込・問** **社協** 常陸大宮市社会福祉協議会本所 ☎53-1125【大宮地域】

**社協** 山方支所 ☎57-6826【山方地域】

**社協** 美和支所

☎58-3311【美和地域】

**社協** 緒川支所 ☎56-2857【緒川地域】

**社協** 御前山支所

☎55-2733【御前山地域】